

特定処遇改善加算支給に係る規定

(目的)

第1条 この規定は、NPO法人 列島会の介護福祉職員の人材確保並びに経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護福祉職員の処遇改善を図る事を目的とする。

(対象職員)

第2条 当法人の運営する障害福祉サービス事業所で特定処遇改善加算算定できる事業所すべての職員が対象となる。

(支給方法)

第3条 特定処遇改善加算は、年間の一時金に分けて支給する。

2 年間の一時金は、年3回（7月・12月・3月）を基準とする。

3 経験・技能のある障がい福祉人材とは、介護福祉士であって資格取得日から10年以上に該当する者とする。

その他の介護福祉職員と、その他の職員と配分に差をつける。

処遇改善加算額に上乗せする形で支給する。

(業務改善等)

各種委員会の充実を図り、働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対して、

サービス提供責任者等の研修、中堅職員に対してのマネジメント研修等の受講支援を図る。

また事業所内企業保育利用の利便性の向上を図る。

付則 この規定は、令和2年4月1日から施行する。